

# 特許権等の侵害を理由とする差止等請求について，発明の詳細な説明の記載等を参酌して特許請求の範囲の記載を限定的に解釈し，均等判断による侵害も認めず，これを否定した事例

## A Case denied infringement both under the Restricted Interpretation and the Doctrine of Equivalent by Intellectual Property High Court

特許権侵害差止等請求控訴事件，知的財産高等裁判所平成18年（ネ）第10052号，平成19・3・27第4部判決，判例集未登載，最高裁判所ホームページ参照。

（特許権侵害差止等請求事件，東京地裁平成17年（ワ）第14066号，平成18・4・26民事第29部判決，判例時報1947号88頁，判例タイムズ1230号282頁。）



大友 信秀\*  
Nobuhide OTOMO

**抄録** 知的財産高等裁判所により均等侵害が否定された本判決は，クレーム解釈における出願経過の役割とともに，ドイツ型の均等判断を示した。同判決は最高裁判所によって示された均等5要件の再考が必要なことを示している。

### 事実

X1（原告・控訴人）は，乾燥装置に関する特許権（本件特許権1），回転巻上羽根を有する乾燥装置に関する特許権（本件特許権2），乾燥物の乾燥方法に関する特許権（本件特許権3）の特許権者であり，X2（原告・控訴人）は各特許権の独占的通常実施権者である。Y（被告・被控訴人）は，乾燥装置を製造・販売していた。Xらは，Y製品が本件特許権1及び2の請求項に係る発明の技術的範囲に属し，また，本件特許権3の請求項に係る発明の使用にのみ用いるものであるとして，同製品の製造及び販売等の差止め，同製品の廃棄並びに損害賠償を求めた。

本件各特許権の特許請求の範囲の記載上，乾燥

装置の乾燥槽内に，「複数枚」の基羽根を配設することが求められているところ，Yは，これを発明の詳細な説明の記載及び出願経過より，「乾燥槽底部の最下部に複数枚」という意味に解釈されるものであると主張した。Xらは，同主張を失当とし，仮にYの主張が認められ，Y製品が本件各特許権の請求の範囲の各構成要件を充足しないとしても，Y装置は各構成要件と均等であり，本件各発明の技術的範囲に属すると主張した。

原審（東京地判平成18年4月26日）は，本件各特許の発明の詳細な説明及び出願経過から本件各発

\* 金沢大学法学部 准教授  
Associate Professor of Law, Kanazawa University

明の作用効果を明らかにした上で、特許請求の範囲の記載である「複数枚」の意義をY主張のとおり限定的に解釈し、均等侵害に関してもこれを否定し、Xらの請求を棄却した。Xらはこれを不服として控訴した。

## 判旨 控訴棄却

### 1. 特許請求の範囲の解釈について

#### (1) 原審引用部分

「前記のとおり、本件明細書1においては、従来技術が有していた解決すべき課題として課題「上記被乾燥物を上昇させるには、たった一枚の垂直螺旋回転羽根によって上昇させる。この為、上記乾燥槽内の底部に位置する被乾燥物の全量に比して上昇する被乾燥物の量が少なく、早期に被乾燥物を伝熱面に接触させることが難しいと共に、底部に被乾燥物が溜った状態が続き易く、乾燥効率を向上させることが難しかった。」が挙げられている（引用番号略。）とともに、本件発明A（本件特許権1の請求項1に係る発明。筆者注。）の作用効果として作用効果「上記複数枚の基羽根により、上記乾燥槽内底部に位置した被乾燥物を、複数枚の基羽根各々ごとに巻上上昇させることができるから、上記乾燥槽内底部に位置する被乾燥物の全量に比して上昇する被乾燥物量が多く、早期に被乾燥物を伝熱面に接触させやすい」旨が記載されている。これらの記載は、その内容を対比すれば明らかのように、本件発明Aが、課題を解決するものとして作用効果を有することを示すものにほかならない。ここで、課題中に「たった一枚の垂直螺旋回転羽根によって上昇させる。この為・・・」、「乾燥槽内の底部に位置する被乾燥物の全量に比して」という記載からすれば、課題は、従来技術において、乾燥槽の底部に溜まった被乾燥物を上昇させる最下段の羽根が1枚しかな

かったために生ずるものと認識されていたことが明らかである。そうすると、課題を解決する手段としては、まず、最下段の羽根を複数枚にする構成を採用することが考えられるところである。……そして、本件明細書1の【0016】（作用効果）において、本件発明Aの乾燥装置に関して、「乾燥槽4内底部に位置した被乾燥物3を、複数枚の基羽根5A各々ごとに巻き上げ上昇させることができるから、上記乾燥槽4内底部に位置する被乾燥物3の全量に比して上昇する被乾燥物3の量が多く」と記載されており、これは、本件発明Aの装置が、乾燥槽内底部の被乾燥物を、複数枚の基羽根5Aによって複数箇所から巻き上げ得ることを示しているものといえる。その一方で、本件発明Aの技術的範囲に、最下段に1枚しか羽根を有しない装置が含まれていることをうかがわせる記載はない。また、本件明細書1中には、本件発明Aとして、従来技術の1枚の垂直螺旋回転羽根を途中で切断して複数枚とした構成の乾燥装置の開示はなく、実施例においても、開示されているのはすべて最下段に複数枚の基羽根が配設された乾燥装置のみであり、最下段に1枚しか羽根を有しない装置は、課題を有する従来技術として記載されている。そうすると、本件発明Aの技術的範囲からは、最下段に1枚しか羽根を有しない装置が除かれていると解すべきものである。……これら本件明細書1の記載からすれば、課題の解決策として、客観的、技術的に底部の羽根を複数枚にする構成が不可欠であるか否かはおくとしても、本件発明Aにおいては、課題の解決策として、底部の羽根を複数枚にする構成が採用されていることが明らかであるといえる。したがって、本件発明Aの構成要件A1の「複数枚」は、最下段に複数枚の基羽根が配置されていることを意味すると解釈されるべきである。」

(2) 知的財産高等裁判所付加部分

「そして、当初明細書Aの発明の詳細な説明には、上記のとおり、特許請求の範囲の請求項1記載の発明及び請求項2記載の発明について、上記構成及び実施例等が記載されており、乾燥槽底部の最下段の基羽根が複数枚ではないことが窺われるような発明については、全く記載がない。

しかるところ、本件発明Aの特許請求の範囲(本件特許権1に係る特許請求の範囲の請求項1。筆者注。)は、上記当初明細書Aの記載の範囲内において補正を経たものであるから、上記のとおり、当初明細書Aに記載された発明が、乾燥槽底部の最下段に複数枚の基羽根が配設されたもの以外を含むものとは認められない以上、本件発明Aにおいて、乾燥槽底部の最下段に配設される基羽根が、複数枚であっても、1枚であってもよいとして、補正が許されるはずはなく(平成6年法律第116号による改正前の特許法17条以下)、本件発明Aの乾燥槽底部の最下段に配設される基羽根は複数枚であるとの理解に基づいて、本件特許権1の特許査定及び登録がなされたことは明らかである。」

(3) 控訴審において付加された主張について

「控訴人らは、……本件発明A～Cの技術的範囲は、特許法70条1項に基づき、本件特許権1～3に係る各特許請求の範囲の請求項1の字義どおりに解釈されるべきであり、みだりに他の要件を付加することは許されないと主張する。しかしながら、同法70条2項(平成14年法律第24号による改正前のもの)は、「前項の場合においては、願書に添付した明細書の特許請求の範囲以外の部分の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。」と定めるところ、本件各発明の特許請求の範囲に記載された「複数枚」の用語が、特許請求の範囲の記載から

一義的に明確であるといえない……。」

2. 均等判断について

(1) 原審引用部分

「これまで検討したところによれば、本件各発明と被告製品及び被告方法との異なる部分である「最下段に複数枚の基羽根を配設した」という構成(方法)が、本件各発明の本質的部分であることは明らかであるから、これを充足しない被告装置及び被告方法が、本件各発明の構成と均等であるということはできない。……すなわち、特許発明の本質的部分とは、明細書の特許請求の範囲に記載された特許発明の構成のうち、当該発明特有の課題解決のための手段を基礎付ける技術的思想の中核をなす特徴的部分を意味するものと解される……、本件各発明は、被乾燥物を螺旋状に上昇させるときの始まりが一箇所であったために課題 が生じていたという認識のもと、同課題を解決するための手段として、最下部の羽根を複数枚にする構成を採用することにより、作用効果 を有し、同課題を解決するに至ったものであるから、最下部の羽根を複数枚とする構成は、まさに本件各発明に特有の課題解決のための手段を基礎付ける技術的思想の中核をなす特徴的部分に当たるといふべきである。……これに対し、原告らは、本件各発明の「本質的部分」は、基羽根について、「平面から見て360度の円周範囲内」であることと「複数枚」であることであるとして、課題 を解決するためには、最下部の羽根を複数枚にしなくても、最下部の羽根を他の羽根に比して相対的に長くすることによって(角度を360度の範囲内で大きくすれば)乾燥槽内底部に位置する被乾燥物の全量に比して上昇する被乾燥物の量を多くすることができると主張する。確かに、課題 を解決するための技術的手段は、客観的に検討

すれば、最下部の羽根を複数枚にする構成以外にあり得ないというものではないと解される。しかし……、本件各明細書の記載に照らせば、本件各発明においては、課題を解決するための手段として、最下部の羽根を複数枚にする構成を採用したことが認められるのであって、この構成を採用したことが、まさに本件各発明特有の課題解決のための手段を基礎付ける技術的思想の中核をなす特徴的部分というべきものである。原告らは、本件各発明の本質的部分は、基羽根について、「平面から見て360度の円周範囲内」であることと「複数枚」であることであると主張するが、これら原告らの主張する本質的部分が課題の解決にどのように役立つのか、本件各明細書の記載からは不明であるし、最下部の羽根を他の羽根に比して相対的に長くするという構成は、本件各明細書において、実施例として開示されてないだけでなく、その示唆もなされておらず、本件各発明において、課題を解決するための手段として、そのような構成を採用しているとは到底認められない。したがって、本件各発明の本質的部分に関する原告らの主張は、採用できない。……以上によれば、最下部に複数枚の基羽根を配設する部分は、本件各発明の本質的部分に当たるといふべきであるから、これを充足しない被告装置及び被告方法が、本件各発明と均等であるということとはできない。よって、その余の点について判断するまでもなく、均等についての原告らの主張は理由がない。」

## (2) 知的財産高等裁判所付加部分

「均等の要件に係る特許発明の本質的部分とは、明細書の特許請求の範囲に記載された特許発明の構成のうち、当該発明特有の課題解決のための技術手段を基礎付ける技術的思想の中核をなす特徴的部分をいうものであるところ、本件各明細書の

記載によって、本件各発明は、課題を解決するための技術手段として、最下部の羽根を複数枚にする構成を採用し、この構成を採用したことが、本件各発明特有の課題解決のための手段を基礎付ける技術的思想の中核をなす特徴的部分とされているものと認められる……。このように、特許発明の本質的部分とは、当該特許発明に係る明細書の記載から把握されるものであって、客観的に見た場合に、上記課題解決のための技術手段として、最下段の基羽根を複数枚とする構成が唯一のものであるかどうか、あるいは最下段の基羽根を複数枚とする構成が、他の技術手段と比べ、優れているかどうかは別論である。したがって、被控訴人装置と本件各発明の実施例の一つをそれぞれ現実に稼働させた上、両者における被乾燥物の実際の挙動や、乾燥効率等を比較して、それに差がないから、被控訴人装置における構成ないしこれと近似した構成が、本件各発明の本質的部分に当たるとするような主張は、仮に、両者における被乾燥物の実際の挙動や、乾燥効率等に係る部分の主張がそのとおりであるとしても、誤りであることは明らかである。上記主張を採用することはできない。」

## 評釈

### 1. 本判決の位置づけ

本判決は、特許請求の範囲（以下、慣用に倣いクレームという。）の解釈に際して、明細書の発明の詳細な説明及び出願経過から、クレームの記載を限定的に解釈し、同解釈を均等侵害の有無の検討についても利用したものである。最高裁平成10年2月24日判決〔無限摺動用ボールスプライン軸受事件〕<sup>1</sup>が均等論の要件を示してから、学説における議論は均等論の是非ではなく、同判決の示した要件のより具体的な内容の検討に移った<sup>2</sup>。この学

説における議論の盛り上がりとは異なり、均等論による侵害を認める判決は少なく、これを否定する判例は最高裁が示した5つの要件すべてを検討することなく、多くは第1要件の検討のみによってその結論を示してきた<sup>3</sup>。本件も原審、本判決ともに、第1要件を検討し、これを充たさないことを理由に均等侵害を否定した。

最高裁の示した均等要件の内容、適用順序等については、同判決に対する調査官解説<sup>4</sup>が一定の解釈を示しているが、現在の判例実務はこれとは異なるものとなっている。本判決は、知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を目的に平成17年に設置された知的財産高等裁判所<sup>5</sup>が、均等論につき同様の判例実務を採用したものであることから、最高裁の基準との関係が問題とされるべき重要な判決であるといえる。

## 2. クレームにおける発明の技術的範囲の解釈と侵害判断

被疑侵害製品等が特許権を侵害するかどうかの判断は、まず、クレームの把握のため、特許発明の技術的範囲を解釈し、その後、解釈されたクレーム範囲と被疑侵害製品等を比較して、その同一性を判断することにより行う。

特許発明の技術的範囲の解釈のためには、明細書の発明の詳細な説明等を考慮した上で、クレームの用語を解釈することにより行われることは、本判決が示すとおりである。このことは法70条2項に定められるところによるが、同項は最判平成3年3月8日〔リパーゼ事件〕<sup>6</sup>により生じた混乱を解決させるために平成6年改正<sup>7</sup>により追加されたものである<sup>8</sup>。なお、発明の詳細な説明等、明細書の記載に加え、出願経過をもクレームの解釈のために参酌することが許されるかどうかについては、少なくともクレームがそれ自体不明瞭な場合には

これを認めるとしてきたのが、これまでの判例である<sup>9</sup>。

このようにして解釈された特許権と被疑侵害製品等との比較は、構成要件説と呼ばれる方法によって行われる。この構成要件説は、判例によれば、「請求の範囲を便宜語を追って数要件に分割したうえ、これと対応する当該具体的方法の特徴を逐一対比し、両者が過不足なく、かつ、完全に符合するか否かにより属否を定めようとする〔ものであり、(筆者注。)]当該特許発明の構成要件とされているものすべてと対比し、右要件を充足するとき、はじめて特許発明の技術的範囲に属する旨判断することができる<sup>10</sup>」と説明される。この際、各構成要件の特定は、クレームの文言を形式的に把握、分析することによってではなく、実質的に技術思想が何であるかによって行われてきた<sup>11</sup>。現在の構成要件説は、クレームを便宜語を追って数要件に分割するという方式を踏襲しており、また、各要件の意義に関しては、本判決のように、課題を解決するものとしての発明の作用効果の特定により技術思想を確定している。確定された各構成要件は被疑侵害対象を同様に構成ごとに分類したものと対比され、発明の構成要件すべてを充足するかどうか判断される。

特許権侵害は、このように、被疑侵害製品等がクレームの構成要件をすべて充たす場合に認められるのが原則である。しかしながら、被疑侵害者がクレームの文言を些細な変更により免れることができることになると、将来のあらゆる侵害態様を予想できるわけではない特許権者との関係で衡平の理念にもとることとなる。このため、構成要件の一部を文言上は充たさない場合でも、以下の要件を満たす場合には、特許権侵害と解するという、いわゆる均等論の5要件が最高裁によって示された。すなわち、「特許請求の範囲に記載された構

成中に対象製品等と異なる部分が存する場合であっても、(1) 右部分が特許発明の本質的部分ではなく、(2) 右部分を対象製品等におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏するものであって、(3) 右のように置き換えることに、当該発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者(以下「当業者」という。)が、対象製品等の製造等の時点において容易に想到することができたものであり、(4) 対象製品等が、特許発明の特許出願時における公知技術と同一又は当業者がこれから右出願時に容易に推考できたものではなく、かつ、(5) 対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情もないときは、右対象製品等は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属するものと解するのが相当である。<sup>12)</sup> というものである。

### 3. 均等論の5つの要件の性質

#### (1) 第1要件と第2要件以下の関係

本判決では、上記の5要件のうち、第1要件の判断により、均等侵害が否定されている。この「特許請求の範囲に記載された構成中に対象製品等と異なる部分が存する場合であっても、(1) 右部分が特許発明の本質的部分ではなく」という要件の意義については、大きく分けて二通りの解釈法があるとされている。一つは、クレームの構成要件と被疑侵害対象との間の異なる部分が特許発明にとって本質的部分ではないということの意味すると解する説であり<sup>13)</sup>、もう一つは、異なる部分を含めた被疑侵害対象が全体として特許発明の技術的思想の範囲内にあることを意味すると解する説であり、調査官解説はこれを採用する<sup>14)</sup>。本判決は、Y製品とX特許との比較において、乾燥槽内に

「複数」の基羽根を配設するという部分を発明の課題と作用効果から「最下段に複数枚の基羽根を配設した」と解した上で、同部分が「本件各発明の本質的部分に当たるといふべきであるから、これを充足しない被告装置及び被告方法が、本件各発明と均等であるということとはできない。」と判示した。このように、本判決が第1要件の未充足を理由に均等侵害を否定しているところからすると、本判決は、第1要件について、調査官解説と同じ解釈を採用しているものといえる。

また、本判決は、発明の作用効果を発明の課題との関係で第1要件として検討しているが、そもそも置換しても同様の作用効果を奏するかどうかは、第2要件に与えられた機能でもある。調査官解説は、最高裁判決が第1要件に従来使われてきた「技術思想の同一性」という表現を使用しなかったのは、「技術思想の同一性と評価するというのは均等を認めることと同義であり、均等の要件として技術思想の同一性を挙げるのではトートロジー(同義反復)となる<sup>15)</sup>」旨の批判を意識したものであるとする<sup>16)</sup>。しかしながら、本判決のような判断は、まさに、現実には、調査官解説がいうトートロジーが生じていることを示すものである。なぜならば、本判決は、第1要件の判断のみで均等侵害を否定しており、第2要件以下については全く検討していないからであり、このような判断は、第1要件における発明の本質的部分を検討すれば、発明との同一性判断すなわち均等判断ができるとの理解を示すものといえるからである。このような発明の本質的部分の解釈によりクレーム範囲の拡張解釈(これを均等論と呼ぶことも多い。)を行うという判断方法は、ドイツにおける伝統的拡張解釈に通じるものである<sup>17)</sup>。これに対して、第2要件及び第3要件は、第3要件が侵害時基準を採用したことにも示されているとおり、米国型の均等判断方法で

ある<sup>18</sup>。

そもそも、第1要件が導入されたのは、「置換可能性及び容易想到性のみを要件としてその判断の基準時を侵害時とするときは、均等の成立する範囲が広範なものとなるが、対象製品等が特許発明特有の課題解決の手段を備えていないときは、そのような対象製品等は、当該特許発明と技術思想を異にするものというべきであって、特許発明の構成と実質的に同一なものということとはできない。<sup>19</sup>」からであると調査官解説は説明する。しかし、均等論の第2要件及び第3要件というものは、クレーム解釈においてすでに利用されている構成要件というものに従って、クレームをできるだけ形式的に利用して被疑侵害対象との比較を行っていく作業であるのに対して、第1要件は、クレームを実質的に把握するものであり、これらの要件は全く異なる性質のものであると言わなければならない。第1要件及び第2、第3要件の関係を調査官解説のように捉えれば、第2、第3要件という形式的要件によっては補足しきれない均等判断を第1要件という実質的判断を行う要件により担保するということになるが、実質的判断を行う要件が一つ用意されていれば、これに頼り、他の要件の検討を経ることなく侵害判断を行うことができることにもなる。調査官解説によれば、均等判断は、第2要件、第1要件の順に行うものとされているが<sup>20</sup>、最高裁判決以後の下級審の多くは、第1要件を始めに適用し、これを充足しない場合には、第2要件以下の判断を行わずに均等を否定している<sup>21</sup>。このような状況は、現在の均等5要件が全体として統一的に利用可能な性質のものとなっていないことを示している。

## (2) 第5要件（審査経過禁反言）の性質

本判決では、クレームの文言解釈において、出

願経過も参酌された。そして、これにより明確となったクレーム内容により、均等論の第1要件充足性が否定された。本判決においては、クレームの制限解釈の根拠が出願経過のみではなく、明細書の発明の詳細な説明に示された内容にもあるため、これを出願経過による制限場面の典型例として論じることができないが、出願経過がクレーム解釈と均等論の両場面で機能しうる一例を示したということは可能であろう。この点、出願経過がクレーム解釈の場面で問題となる場合には、禁反言と呼ぶことは少ないが、均等論の制限として働く場合には、審査経過禁反言もしくは包袋禁反言と呼び、これを信義則の一態様とするのが我が国における多数説である<sup>22</sup>。

しかしながら、もともと審査経過禁反言を均等論の制限として有する米国は、出願経過をクレーム自身や明細書と同等のクレーム解釈資料として扱っており、その内容の把握は、客観的技術内容の理解のために行われる<sup>23</sup>。これに対して、審査経過禁反言というものを有しないドイツは、技術的な意味とは無関係に、出願人が審査手続中に行った行為により均等範囲を制限する明白な制限及び放棄という法理を有する<sup>24</sup>。このようなドイツにおける出願経過の利用手法は、客観的技術範囲を定めるために出願経過を利用することを禁じられてきたドイツ特有のものである。出願経過に客観的に、しかも明白に表れているものを基準とするドイツの明白な制限及び放棄という法理は、日本の信義則を根拠とする審査経過禁反言とは性質が異なるが、米国とは異なり技術と直接関わらないという点で、これまで我が国の判例及び学説によって参考とされてきたものと思われる。

しかし、本判決が示すように、出願経過というものは、その利用が禁止されている場合を除いて<sup>25</sup>、発明の技術的範囲を把握するために利用され、同

じ内容が均等判断の場面での制限としても機能する。このような性質を有する出願経過の作用を信義則として説明することは問題を不明確なものとする危険がある。端的に、米国のように客観的な技術判断の一手法と位置づけるか、ドイツのように、技術とは無関係に、公開された資料に出願人の主観が示されている場合にはそれが明確である場合には考慮するという法理を打ち立てることが必要であろう<sup>26</sup>。

## おわりに

本判決における均等判断は、すでに述べたように、ドイツにおける伝統的拡張解釈の手法と類似した構造により行われている。今後の知的財産高騰裁判所の判断が同じように示されるのであれば、最高裁が示した均等要件のうち、米国型を導入した部分はほぼ意味のないものとなることだろう。もちろん、第1要件をより精緻化することにより均等判断を行うことも、ドイツがこれまでそうしてきたように、不可能なことではない。しかしながら、第3要件が侵害時基準を採用している点は、ドイツの伝統的解釈方法からは説明することができず、同要件を維持したまま、第1要件と併存させることは論理的に破綻しているものといわざるを得ない。また、均等論の消極的要件とされる審査経過禁反言についても、判例・学説の位置づけが不明確なままでは、均等論全体の性質の理解をも大きく阻害する。対象同士の比較による米国型の均等論というものとクレーム解釈を基礎とするドイツの伝統的拡張解釈の関係を正確に把握し、我が国で採用する拡張解釈のあり方を法的性質論から再構成する必要があることを本判決は示している。

注)

- 1 民集52巻1号113頁，判時1630号32頁，判タ969号105頁。
- 2 遠藤誠「ポルスブライン事件最高裁判決以後の均等論の適用」判タ1051号60頁，特許第2委員会第1小委員会「均等5要件に関する論点の分析と留意点（その1～2）」知財管理51巻8号1239頁，同巻9号1403頁参照。
- 3 平成9年から平成14年度までの判例における均等5要件それぞれの検討状況をまとめたものとして，知的財産研究所編『平成14年度調査研究 特許クレーム解釈に関する調査研究（ ）』(知的財産研究所，2003)資料 (<http://www.iip.or.jp/summary/equivalent.html>)がある。
- 4 三村量一「調査官解説」最高裁判所判例解説民事篇平成10年度(上)112頁。
- 5 知的財産高等裁判所設置法(平成16年6月18日法律第119号，平成17年4月1日施行)。立法の経緯については，近藤昌昭「知的財産高等裁判所設置法(平成16年法律第119号)及び裁判所法等の一部を改正する法律(平成16年法律第120号)について」知財ふりむ第2巻24号(2004)1頁参照。
- 6 民集45巻3号123頁，判時1380号131頁，判タ754号141頁。
- 7 平成6年12月14日法律第116号，平成7年7月1日施行。
- 8 詳しくは，工業所有権審議会「特許法等の改正に関する答申」(平成6年9月7日)30 - 31頁参照。
- 9 たとえば，東京高判昭和44年5月26日無体裁集1巻108頁，東京地判昭和51年7月21日判タ352号313頁〔ナリジクス酸事件〕参照。
- 10 東京地判昭和51年5月26日判例工業所有権法(現行法編)2305の137の722頁，724 - 725頁。
- 11 東京地判昭和41年11月22日下民集17巻11・12号1116頁，1131 - 1132頁参照。
- 12 民集，前掲注1，117頁。
- 13 判旨を文理どおりに捉えようとするこのような理解となる。このように理解するものに，渋谷達紀「知的財産法関係の最高裁判例」牧野利秋判事退官記念『知的財産法と現代社会』(信山社，1999年)222頁，本間崇「最高裁判決(無限摺動用ポルスブライン軸受事件)から見た21世紀におけるわが国の特許権の権利範囲の解釈の動向」知財管理48巻11号1802頁注(9)，辰巳直彦「判批」民商119巻6号124頁，吉田一彦「判批」NBL676号62頁，大瀬戸豪志「等価理論の基礎」知的財産研究所編『21世紀における知的財産の展望』107頁，111頁，小谷悦司「均等論の動向」特許53巻9号7頁，布井要太郎「判批」判タ1015号52頁，村林隆一＝松本司＝岩坪哲『新特許侵害訴訟の実務』131頁，松本重敏『特許発明の保護範囲(新版)』381頁がある。
- 14 このような理解をするものに，調査官解説(三村，前掲注4，141頁)，牧野利秋「均等論の適用要件」特許研究26号38頁(1998年)，同「特許発明の本質的部分について」清永利亮＝設楽隆一編著『現代裁判法大系26』(新日本法規，1999年)93頁，設楽隆一「ポルスブライン事件最高裁判決の均等論と今後の諸問題」牧野利秋判事退官記念『知的財産法と現代社会』303頁等がある。

- 15 大橋寛明「侵害訴訟における均等論」牧野利秋編『裁判実務大系9巻(工業所有権訴訟法)』(青林書院, 1985年)177頁。
- 16 三村, 前掲注4, 142頁参照。
- 17 大友信秀「均等論の法的性質」日本工業所有権法学会年報29号(2005)5頁以下参照。
- 18 同上, 2頁以下参照。
- 19 三村, 前掲注4, 142頁参照。
- 20 同上, 142 - 143頁。
- 21 知的財産研究所, 前掲注3参照。なお, 平成14年7月18日から17年12月28日の間に下された98件の均等論が問題となった判決のうち, 第1要件を判断して侵害を否定したものは57に登り, このうち第1要件のみにより侵害を否定しているものが30に上る。
- 22 高林龍「特許侵害訴訟における信義則・権利の濫用」曹時53巻3号19頁, 愛知靖之「審査経過禁反言の理論的根拠と判断枠組み(一)」法学論叢155巻6号18頁(2004)参照。
- 23 米国における包袋禁反言(連邦巡回区上訴裁判所によって審査経過禁反言と呼称が変更される前のもの)は, Graver Tank 判決(Graver Tank Mfg. Co. v. Linde Air Prod. Co., 339 U.S. 605 (1950))を契機に衡平法的性質を有するものとされたが, その後, 均等論が衡平法的性質を失うと同時に, 客観的技術範囲に関わるものとしての位置づけを有するに至った(See e.g., Festo Corp. v. Shoketsu Kinzoku Kogyo Kabushiki Co., 535 U.S. 722 (2002))。
- 24 ドイツは, 出願経過の参酌を判例上禁じてきたために, そもそも審査経過禁反言というものが成立する前提を有しない。詳しくは, 大友, 前掲注17参照。
- 25 大友, 前掲注17, 25頁, 注90(米国と同じ英米法国に位置づけられる英国には審査経過禁反言が存在しない。その理由は, 英国が明文で特許範囲の判断における審査経過の参酌を禁じてきたことにある(1883年法9条5項, 1907年法68条参照。)参照。
- 26 ただし, 我が国は, ドイツとは異なり, 特許請求の範囲の解釈に際して出願経過の参酌が許されているのであるから, ドイツのように解さなければならない理由はないし, なぜ, 同様に公開されており, 特許権の範囲を定める基準とされているクレーム範囲を制限するものとして機能するかについては別途理由を与える必要がある。